

事 務 連 絡

令和 7 年 7 月 8 日

各都道府県選挙管理委員会委員長 殿

総務省自治行政局選挙部選挙課長

参議院比例代表選出議員の選挙における投票の効力について

参議院比例代表選出議員の選挙における投票の効力の判定に当たり注意を要すると思われる事項については、平成13年7月11日付け総行管第344号をもって通知したところでありますが、第27回参議院議員通常選挙における比例代表選出議員の選挙に係る投票の効力の決定に関し、別紙のとおり参考資料をとりまとめましたので、事務上の参考のため御連絡いたします。

もとより、投票の記載は参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を正確に記載して行うべきものであり、その旨選挙人に対し十分に周知していただくとともに、市区町村の選挙管理委員会に対しても周知徹底をお願いいたします。なお、特定枠名簿登載者の有効投票は、当該参議院名簿届出政党等の有効投票とみなされることに留意願います。

別紙は、あくまでも開票管理者において投票の効力の具体的判断をするに当たっての参考資料にとどまるものでありますので、この内容が安易に取り扱われ、疑問票の増加をきたすことのないように適切な御配慮をお願いいたします。

(別紙)

一 名簿登載者の氏名の記載のない投票で名簿届出政党等の名称又は略称を記載したものについて

1 名簿届出政党等の名称又は略称の一部を記載したものと認められる投票で、

- (1) 社会的に当該名簿届出政党等の呼称として広く認識されており、名簿登載者の氏名と識別が可能なもの
- (2) 当該名簿届出政党等の名称又は略称の主要部分又は特徴的な部分が記載されており、他の名簿届出政党等の名称又は略称及び名簿登載者の氏名と識別が可能なもの

については当該名簿届出政党等の有効投票と解されるが、その若干の例を示せば次のとおりである。

名 簿 届 出 政 党 等		有 効 投 票 例
名 称	略 称	
N H K 党	N H K	N 党
公明党	公明	公
国民民主党	民主党	国、国民
再生の道	再生	再
参政党	参政	参
社会民主党	社民党	社、社民
自由民主党	自民党	自、自民
チームみらい	みらい	チーム
日本維新の会	維新	維、維新の会
日本誠真会	誠真会	誠真
日本保守党	保守党	保守
日本改革党	改革党	改革
日本共産党	共産党	共、共産
無所属連合	むれん	無連
立憲民主党	民主党	立、立憲、立民
れいわ新選組	れいわ	れ

上記有効投票例について、平仮名、片仮名で記載されたものは、名簿登載者の氏名と識別が可能なものに限り、当該名簿届出政党等の有効投票と解される。

- 2 名簿届出政党等の名称又は略称の主要部分又は特徴的な部分を記載しているが、そのみではいずれの名簿届出政党等への投票か識別が不可能な投票であっても、当該名簿届出政党等の代表者の氏名を記載することによって識別が可能な投票については、当該代表者に係る名簿届出政党等の有効投票と解される。
- 3 名簿届出政党等の名称又は略称のほかに、他の名簿届出政党等の代表者の氏名を記載した投票は、無効投票と解される。

二 公職の候補者たる名簿登載者の氏名の記載のある投票について

- 1 選挙長の認定を受けた通称を記載した投票が当該通称に係る名簿登載者の有効投票であることはもちろんであるが、通称認定を受けていない呼称であっても、その呼称が世間一般において当該名簿登載者を指すものと認められる場合においては、当該呼称を記載した投票は、当該呼称に係る名簿登載者の有効投票と解される。

なお、有効投票となるのは、あくまでも呼称と認められる場合であって、呼称と認められない単なる職業・身分等の記載は、仮に識別が可能であっても無効投票と解される。

- 2 名簿登載者の氏名の記載によりいずれの名簿登載者の氏名を記載したか識別が可能な投票で当該名簿登載者に係る名簿届出政党等の名称又は略称の一部が記載されたものは、当該名簿登載者に係る名簿届出政党等の名称又は略称の一部が、他の名簿届出政党等の名称又は略称の主要部分又は特徴的な部分と同一であっても、当該名簿登載者の有効投票と解される。
- 3 名簿登載者の氏名の一部が記載され、当該記載のみではいずれの名簿登載者への投票か識別が不可能な投票であっても、当該名簿登載者に係る名簿届出政党等の名称又は略称の一部が記載されることにより他の名簿登載者と識別が可能な投票は、当該名簿届出政党等に係る名簿登載者の有効投票と解される。

- 4 名簿登載者の氏名のほか、他の名簿届出政党等の名称又は略称が記載された投票は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第68条第3項第6号の規定により無効投票である。
- 5 公職選挙法第68条の3の規定により、按分に関する同法第68条の2第3項及び第5項の規定を適用する場合を除き、特定枠名簿登載者の有効投票（同法第68条の2第5項の規定により按分して加えられた有効投票を含む。）は、当該特定枠名簿登載者に係る参議院名簿届出政党等の有効投票とみなされる。